

令和 7 (2025) 年度 民間教育訓練機関等による離職者等再就職訓練事業の実施に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨

職業能力の開発を必要とする離職者や求職者に対して、民間教育訓練機関等により多様な職業訓練の受講機会を提供し、再就職の促進を図る。

2 業務の概要

(1) 業務名 令和 7 (2025) 年度離職者等再就職訓練事業業務委託

(2) 業務内容及び委託金額

別紙「令和 7 (2025) 年度離職者等再就職訓練事業仕様書」のとおり

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者、又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 令和 4 (2022) 年度から令和 6 (2024) 年度において、各都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構から委託を受けた公的職業訓練を行った実績がある者、又は新たに委託訓練事業の受託を希望する法人にあつては登記事項証明書の目的に、個人事業主にあつては個人の事業開廃届出書の事業概要に、民間教育機関としての業務を掲げ、教育訓練等の実績を有する者であること。
- (5) 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修の資格取得を目的とした訓練に応募する場合は、養成施設としての所轄官公署の指定を受けている者であること。
- (6) 契約締結日において有効なサービスガイドライン研修の受講証明書を有する者が在籍していること。
- (7) 雇用保険適用事業所であること。
- (8) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。
 - ア 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であつて、当該事実が判明した日から 2 年を経過していない者
 - イ 就職状況調査において不正受給となった者であつて、当該不正受給の対象となった委託契約締結日から 5 年を経過していない者
 - ウ 労働関係法令の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していない者
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
 - オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者

- カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てをした者
- キ 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者
- ク 令和 5（2023）年度から令和 6（2024）年度の過去 2 年間に於いて、契約候補機関となったが、事業者の責により契約を締結しなかった者
- ケ 直近の訓練において、2 回連続して同種の訓練コースの就職率が 35%未満となった者
ただし、就職率が 2 回連続して 35%未満となった訓練コースと異なる分野の企画提案書は提出することができる。
- コ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと校長が判断した者

4 プロポーザル実施の手続

- （1）実施要領等の公表 令和 6（2024）年 11 月 7 日（木）
- （2）事前説明会 令和 6（2024）年 11 月 21 日（木）
- （3）実施内容等に関する質問受付期限 令和 6（2024）年 11 月 28 日（木）12 時必着
- （4）質問に対する回答 令和 6（2024）年 12 月 5 日（木）
- （5）参加表明書の提出期限 令和 6（2024）年 12 月 6 日（金）12 時必着
- （6）企画提案書の提出期限 令和 6（2024）年 12 月 25 日（水）15 時必着
- （7）選定結果の通知・公表 令和 7（2025）年 1 月 24 日（金）

5 事前説明会

- （1）開催日時 令和 6（2024）年 11 月 21 日（木）14 時（13 時 45 分受付開始）
- （2）開催場所 県央産業技術専門校 本館 3 階 視聴覚教室
- （3）申込方法 別紙参加申込書に必要事項を記入の上、電子メール又は F A X により送付すること。
電子メール：keno-sgs-nokai@pref.tochigi.lg.jp
F A X：028-689-6379
- （4）申込期限 令和 6（2024）年 11 月 19 日（火）
- （5）その他 説明会に参加できない場合は、県央産業技術専門校職業能力開発担当に連絡の上、来校し説明を受けること。

6 質問・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

- （1）受付期間 公募開始日～令和 6（2024）年 11 月 28 日（木）12 時必着
- （2）質疑方法 別記様式 1 に記載し、電子メール又は F A X により 5（3）に提出すること。
- （3）回答期日 令和 6（2024）年 12 月 5 日（木）
- （4）回答方法 回答は栃木県ホームページに掲載する。

ホーム > 県政情報 > 庁舎・組織の案内 > 産業労働観光部 > 県央産業技術専門校

URL: <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f61/index.html>

7 参加表明書

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 2）及び確認書（別記様式 3）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- （1）提出期限 令和 6（2024）年 12 月 6 日（金）12 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(2) 提出場所 県央産業技術専門校 職業能力開発担当

(3) 提出方法 持参(平日の9時～17時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6(2024)年12月24日(火)までに辞退届(様式任意)を提出すること。

8 企画提案書の提出

仕様書及び下記の(4)に基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。郵送の場合は到着確認のため電話連絡を行うこと。

(1) 提出期限 令和6(2024)年12月25日(水)まで

受付時間は9時から17時(最終日は15時)

(2) 提出場所 「訓練実施計画表」の区分欄に記載の各産業技術専門校職業能力開発担当
なお、複数の産業技術専門校に提出する場合は、いずれかの産業技術専門校でよい。

(3) 提出書類

ア 令和7(2025)年度 離職者等再就職訓練事業受託申請書(様式1)

イ 要素別点検表(様式2)

※ 最寄りの駅又はバス停の時刻表及び、最寄りの駅又はバス停から施設までの距離のわかる図面を添付すること。

ウ 実施施設の概要(様式3)

エ 訓練カリキュラム(様式4)

オ 日別計画表(様式4-2)

カ 訓練科の設定趣意書(様式5)

キ 講師名簿(様式6)

ク 使用教材等一覧(様式7)

ケ 就職支援実施計画(様式8)

コ 経費内訳書(様式9)

サ デジタルリテラシーチェックシート(様式10)

シ 職場見学等実施計画書(様式11)(介護分野で、職場見学等を実施する場合)

ス デジタル職場実習実施計画書(様式12)(デジタル分野で、職場実習を実施する場合)

セ スキル項目・学習項目チェックシート(様式13)(デジタル分野で、DX推進スキル標準コースに対応している場合)

ソ 「日本版デュアルシステムコース」を提案する場合、次の(ア)～(オ)の書類

(ア) 職場実習(再委託)先事業所選定計画書(様式14)

(イ) 職場実習(再委託)先事業所一覧(様式15)

(ウ) 職場実習(再委託)先事業所の概要等(様式16)

※訓練実施場所の地図を添付すること。

(エ) 訓練カリキュラム(職場実習用)(様式17)

(オ) 講師名簿(職場実習用)(様式18)

タ 託児サービス付き訓練を提案する場合、次の(ア)(イ)の書類

(ア) 託児サービスの内容及び提供施設の概要等(様式19)

(イ) 認可外保育施設指導監督基準チェック表(様式20)(認可外保育園の場合)

- チ 講師の資格証（同じ分野に複数の提案をする場合、1部の提出でよい。）
- ツ ソフトウェアの使用許諾契約書等（写）（使用する訓練のみ）
（設置予定の場合は、委託契約締結時までに提出すること。）
- テ 雇用保険適用事業所設置届（写）（設置届けを提出している場合）
- ト 職業紹介の許可を証明する書類（写）（職業紹介の許可を受けている場合。）
職業紹介の許可を申請中である場合には、職業紹介事業申請書（写）
- ナ 施設案内パンフレット
- ニ 施設案内図・建物平面図（訓練に使用する教室等を明示すること。）
- ヌ 写真（建物外観、教室、就職相談室、事務所）
- ネ 施設に関する不動産登記簿謄本又は賃貸借契約書（仮契約書）等（写）
- ノ サービスガイドライン研修受講証明書又は修了証書（写）
- ハ 登記事項証明書（写）又は個人の事業開廃届出書（写）（令和4（2022）年度から令和6（2024）年度において、各都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構から委託を受けた公的職業訓練を行った実績がない者で、新たに委託訓練事業の受託を希望する法人等に該当する場合）
- ヒ その他、栃木県が必要と認める提出書類

（4）提出に当たっての留意事項

- ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合は、A4版サイズに折り込むこと。
- イ 企画提案書の提出部数は、正本1部に加え、8（3）のア（申請者を削除したもの）、エ、カ、ケを両面コピーし、左上をホチキス留めしたものを8部提出すること。
- ウ 複数のコースの企画提案書を提出する場合でも、8（3）のソからヒは、「委託訓練計画表」の各産業技術専門校毎に1部の提出でよい。
- エ 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。また、提出書類は返却しない。
- オ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- カ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- キ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ク 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- ケ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三社の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。

9 審査方法等

（1）評価基準

別表「評価基準」のとおり

（2）審査方法及び契約候補者の選定方法

- ア 企画提案書について、評価基準に基づき担当所属が一次審査を行い、プロポーザル選

定委員会で最終審査を行う。

イ 審査は次のとおりとし、総合点により契約候補者を選定する。

(ア) 最も高い総合点の訓練コースが複数の場合は、過去2か年分の同一分野の就職率が高い者を上位とする。

(イ) 当月の訓練コースの候補として選定された場合で、その翌月の同一分野の訓練コースに連続して提案があった者については、業務遂行の安定性の観点から、その者の翌月の訓練コースの評価点合計から10点減点した点数を総合点とする。ただし、提案者が一者の場合は減点しない。

(ウ) 評価点合計が60点未満の場合は、訓練コースとして選定しない。

ウ 提案がなかった訓練コースについては、訓練内容のバランス、開催地域、訓練機会の均等化等を総合的に判断し、不採択となった訓練コースから選定する場合がある。なお、評価点合計が60点未満の場合は、訓練コースとして選定しない。

エ 必要に応じて、現地調査を行う場合がある。

(3) 失格事由

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 審査の公平性に影響を与えるおそれのある不正行為を行った場合

10 審査結果の公表

審査結果の通知は郵送により行うこととし、令和7(2025)年1月24日(金)に通知を発送する。また、県ホームページ(6の(4)と同じ)で審査結果を公表する。

11 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県の間で、訓練内容等について再度調整を行い、協議が整った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

12 プロポーザルの変更等

令和7(2025)年度予算が原案どおり成立しなかった場合には、訓練計画等の変更を行うことがある。

13 担当所属及び問い合わせ先

- 県央産業技術専門校 職業能力開発担当
〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 48-4
TEL 028-689-6380 FAX 028-689-6379
- 県北産業技術専門校 職業能力開発担当
〒325-0001 那須町大字高久甲 5226-24
TEL 0287-64-4000 FAX 0287-64-5445
- 県南産業技術専門校 職業能力開発担当
〒329-4214 足利市多田木町 76
TEL 0284-91-0803 FAX 0284-91-0848

別表 評価基準

(100点満点)

評価項目	評価内容	配点
訓練内容	○ 県内の企業ニーズを的確に把握しているか。 ○ 訓練カリキュラムや指導方法に創意工夫が見られるか。 ○ 訓練を充実させるための効果的な独自の提案がされているか。 ○ 知識や技能の習得に遅れが見られる訓練生等に対する支援体制が充実しているか。	40
就職支援	○ 就職支援内容が豊富であり、適切な就職支援内容と支援体制が整えられているか。 ○ 就職率向上に向けた取組に創意工夫が見られるか。 ○ 訓練修了後の就職支援体制が充実しているか。 ○ 就職活動が思うように進まない訓練生に対する支援体制が充実しているか。	30
業務遂行の確実性・安定性	○ 過去に良好な実績（就職率、資格取得率）を上げているか、同等の成果が期待できるか。	20
訓練環境・運営体制	○ 設備、施設、時間外における支援、託児サービス等において、訓練が受けやすい環境整備・運営体制が図られているか。	10